

取扱職種の範囲等の明示

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、取扱い職種の範囲等を明示します。

求人者の皆様へ

事業所 アルゴ株式会社 許可番号 23-ユ-301447

●取扱職種の範囲等

国内の全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）

●手数料表に関する事項

求職者からは手数料は徴収いたしません。

求人者から徴収する手数料については、下記手数料表のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20 % (または 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20 % (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>10 % (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●苦情の処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者となります（※）

苦情の申し出があった場合は、誠意をもって対応致します。

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、営業部及び総務部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする（※）。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合には、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者として（※）。

（※）求職者情報の取扱者、個人情報の取扱者及び苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

●返戻金制度に関する事項

当事業所の紹介により就職した者が入社1ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。

入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、個別の契約により上記とは別の定めをする場合があります。

求職者の皆様へ

事業所 アルゴ株式会社 許可番号 23-ユ-301447

●取扱職種の範囲等

国内の全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）

●手数料表に関する事項

求職者からの手数料は徴収いたしません。

求人者から徴収する手数料については、下記手数料表のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20</u> % (または 円)
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20</u> % (または 円)
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>10</u> % (または 円)
	手数料負担者は 求人者 とします。
* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●苦情の処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者となります（※）

苦情の申し出があった場合は、誠意をもって対応致します。

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、営業部及び総務部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする（※）。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者として（※）。

（※）求職者情報の取扱者、個人情報の取扱者及び苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

●返戻金制度に関する事項

当事業所の紹介により就職した者が入社1ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。

入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、個別の契約により上記とは別の定めをする場合があります。